

令和2年度第1回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年4月27日(月)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	8番	倉持	純子
2番	井上	宗士	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橋川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄
7番	野谷	茂			

4 欠席委員

3番 中村 隆一

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	二宮	浩久
主任主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

4番 原 淳利 5番 西山 聖二

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9 議 事

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第2号 二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について

議案第3号 「令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び

「令和3年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について

## 会議の状況

### 【議長】

それでは第1回の総会を開催したいと思います。

出席委員は11名です。中村委員は、欠席となっております。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第1回総会の議事録署名委員につきましては、4番原淳利委員、5番西山委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

NO1になります。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、富士見が丘二丁目交差点の東側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNO2になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、山西の越地児童館の東側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅への進入路敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNO3になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、NO2に隣接する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

### 【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

### 【事務局】

#### — 議案第1号朗読 —

### 【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO1について、井上委

員、お願いします。

**【委員】**

4月17日に一色地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の御堂ノ上に位置する農用地区域の農地で、面積は684㎡です。

対象農地は、利用権設定を受ける方が現在も適切に耕作しており、引き続き効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、NO2、3について、露木委員、お願いします。

**【委員】**

4月17日に一色地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。NO2、3は、利用権設定を受ける方が同一のため、合せて報告いたします。

対象農地の場所は、一色の御堂ノ上に位置する市街化調整区域の農地で2筆、面積の合計は489㎡です。

対象農地は、利用権設定を受ける方が現在も適切に耕作しており、引き続き効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、NO4、5、6について、野谷茂委員、お願いします。

**【委員】**

4月17日に山西・川匂地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。NO4、5、6は、利用権設定を受ける方が同一のため、合せて報告いたします。

対象農地の場所は、川匂の宮ノ前に位置する農地1筆及び古大門に位置する農地2筆で、面積の合計は2,477㎡です。

対象農地周辺は、利用権設定を受ける方が適切に耕作しており、対象農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

NO1について補足説明いたします。

議案第1号関係資料をご覧ください。1ページに農用地利用集積計画書、2ページに

位置図、3ページに公図の写し、4ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的は玉ねぎ、ニンニクを作付けする予定となっております。

当該地は、平成29年5月1日から令和2年4月30日までの3年間、借主が利用権設定を受け耕作しており、期間満了に伴う継続申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

続きましてNO2について補足説明いたします。

議案第1号関係資料の5ページに農用地利用集積計画書、6ページに位置図、7ページに公図の写し、8ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的は露地野菜を作付けする予定となっております。

当該地は、平成29年5月1日から令和2年4月30日までの3年間、借主が利用権設定を受け耕作しており、期間満了に伴う継続申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

続きましてNO3について補足説明いたします。

議案第1号関係資料の9ページに農用地利用集積計画書、10ページに位置図、11ページに公図の写し、12ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的は露地野菜を作付けする予定となっております。

当該地は、平成29年5月1日から令和2年4月30日までの3年間、借主が利用権設定を受け耕作しており、期間満了に伴う継続申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

続きましてNO4について補足説明いたします。

議案第1号関係資料の13ページに農用地利用集積計画書、14ページに位置図、15ページに公図の写し、16ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的は露地野菜を作付けする予定となっております。

当該地は、借主とは別の方が平成27年から利用権設定を受け耕作しておりましたが、令和元年末に期間満了を迎えたため、この度、借主が新規に利用権設定の申請をしたものとなっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

続きまして、NO5及び6について補足説明いたします。

NO5及び6については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっているため、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定について一括で審議することとなります。

議案第1号関係資料をご覧ください。NO5は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっております、17ページから20ページに農地中間管理事業農用地利用

集積計画申出書を添付しております。NO6については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、21ページから25ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は26ページに、公図の写しは27ページに添付しております。

当該地は、借主とは別の方が平成27年から利用権設定を受け耕作しておりましたが、令和元年末に期間満了を迎えたため、この度、借主が新規に利用権設定の申請をしたものとなっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

NO1について、町外の方が借主の案件となっておりますが、この方が二宮町内で農地を見つけて耕作するようになった経緯を教えてください。

**【事務局】**

借主は、元々、町内の農業者の下で研修を受けていたことから、町内で就農しております。

**【委員】**

中里で研修を受け入れている農業者の方がいらっしゃいますが、町内の研修先は、どのような所がありますか。

**【事務局】**

中里の農業者の方が二宮町の代表的な研修先ですが、二宮町新規農業者資格認定要綱においては、認定農業者等の先進農家のもとで1年以上研修を受けたことが就農要件の一つとして規定されているため、認定農業者の方が就農希望者を受け入れて研修を行うということであれば、それもまた一つの研修先になります。

**【委員】**

認定農業者の方が研修を受け入れられるような環境を整えば、農地の有効活用や新規

就農者の増加に繋がると思っていますので、そのようなシステム作りも必要だと思います。

**【議長】**

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして、議案第2号二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第2号朗読 —

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

NO1について説明いたします。

議案第2号関係資料をご覧ください。1ページに農業者資格認定申請書、2ページから3ページに営農計画書、4ページに要綱第4条第1項第2号に規定されている研修の修了証、5ページに念書、6ページに借入予定情報を参考に添付させていただいております。

申請者は、認定農業者の下で平成30年6月1日から令和2年3月31日まで研修を受けておりましたが、この度、二宮町内で新規就農し、農業経営を行うため、農業者資格認定申請書が提出されました。

新規就農の認定基準につきましては、二宮町新規農業者資格認定要綱第2条において規定されておりますが、申請者は関係資料4ページの修了証のとおり、認定農業者の下で1年以上研修を受けていたことが確認でき、基準を満たしております。

作付けする品目は、ニンジンやジャガイモ、ホウレンソウ等の露地野菜を多品目栽培する予定となっております。有機栽培により耕作する計画となっております。耕作を行う農地については、6ページの借入予定情報に記載された一色の農地を予定しており、農業者資格が認定された後、利用権設定を申請する予定となっております。現在、土地所有者等と調整中であり、借入の見込みがございます。

続きまして、NO2について説明いたします。

議案第2号関係資料をご覧ください。7ページに農業者資格認定申請書、8ページから9ページに営農計画書、10ページに要綱第4条第1項第2号に規定されているかながわ農業サポーターの認定証、11ページに念書、12ページに借入予定情報を添付させていただいております。

申請者は、中高年ホームファーマーを経て、平成28年12月にかながわ農業サポーターの認定を受けた方です。現在は、かながわ農業サポーター事業により中井町で農地を借り耕作をされておりますが、この度、二宮町内で新規就農し、農業経営を行うため、農業者資格認定申請書が提出されました。

新規就農の認定基準につきましては、関係資料10ページの認定証のとおり、かながわ農業サポーターに認定されていることが確認でき、基準を満たしております。

作付けする品目は、オリーブを予定しております。耕作を行う農地については、12ページの借入予定情報に記載された山西の農地を予定しており、農業者資格が認定された後、利用権設定を申請する予定となっております。現在、土地所有者等と調整中であり、借入の見込みがございます。

審査に際しましては、「申請者の技術、経営能力及び資金計画等を総合的に勘案して実現性が高いと認められること」、「就農後における目標の達成に向け、適切な内容であると認められること」、「受入地域のルールを守り、地域の農業者との調和を図れること」、「新たに農業を始めるための農地が確保される見込みがあること」に適合するか判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

#### 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。これよりお諮りします。議案第2号二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について、「原案のとおり認定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認定する」といたします。

続きまして、議案第3号「令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和3年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

#### 【事務局】

— 議案第3号朗読 —

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第3号関係資料をご覧ください。

5項目を取りまとめさせていただきました。事前に令和3年度意見・要望事項につきまして、ご意見をお伺いしておりましたが、ご意見等はありませんでしたので、令和2年度施策等に関する意見・要望に対する回答を踏まえ、前年度に要望した事項の継続要望とさせていただきます。

なお、今後の予定ですが、まず農業委員会において審議・決定したものを中地方農業委員会連合会に報告します。次に中地方農業委員会連合会は各市町から報告があったものを取りまとめ、たうえで県農業会議に報告します。そして県農業会議は各農業委員会連合会から報告があったものを取りまとめて決定し、県知事に意見・要望する流れとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

要望は、絶えず要望していかないと実現に至りませんので、継続要望となっております。

**【委員】**

項目2番目に「市民農園、特定農地貸付の推進に更なる援助をすること」とありますが、具体的にどのような援助策等を想定されているのでしょうか。

**【事務局】**

市民農園につきましては、特定農地貸付法、市民農園整備促進法等の制度の中での運用となっておりますが、市民農園整備促進法による農園については、開設に当たり休憩施設やトイレ等も整備しなければなりません。それに対して資金的な支援も中々ないことから、さらに国に援助していただきたいということでの要望です。

**【議長】**

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第3号「令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和3年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について、「原案のとおり意見・要望する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり意見・要望する」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時15分閉会